

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

1 意見募集の結果

平成28年1月28日（木）から同年2月24日（水）までの間、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案要綱についての意見を募集した結果、4名（団体）の方から4件の意見が提出されました。

なお、これら条例案要綱案については、関係団体に対しても、意見照会を行いました。

2 提出された意見（4件）

	条等	項 目	提出された意見の概要	修正の可否	意見に対する考え方(案)
1	前文	-	「古来より近江国と称され」とあるが、「古来より」は「から」という意味が含まれており、「古来」か「古より」に変更される方がよいのではないか。	<u>修 正</u>	<u>ご意見のとおり「古来」に修正します。</u>
2	第4	県の責務	事業者の方を向いた項目に偏り、県民が近江の産物や地酒を積極的に用いるという判断を導くような、県民に対する動機付けなり、インセンティブのようなものが明確にされていないことから、県の責務に県民に対する明確なインセンティブ付与を加えるべきである。	原案のとおり	第4の県の責務の第3項で近江の地場産品の需要の拡大を図る社会的気運を醸成する旨を規定しており、原案のとおりとしますが、第6の県民の役割では、県民が日常生活において近江の地場産品を積極的に使用するよう努めることとしており、県民に対しインセンティブが働くように条例を運用していくように要請いたします。
3	-	全 体	本県の地場産業や伝統的工芸品は市町と密接な関係にあることから、市町の役割を盛り込んでいただきたい。	原案のとおり	地方分権の推進の観点から、県の条例で市町の役割を規定することは適当ではないことから、原案のとおりといたします。なお、第6の県の責務の第2項では、市町等との連携を規定しています。

※ 下線部分は、条例案要綱を修正することを示しています。

4	-	(運用)	業界にとっては大変ありがたい内容であり、滋賀地場産業界の底上げをお願いしたい。	(運用)	条例により地場産業等が振興されるよう要請します。
---	---	------	---	------	--------------------------